

【NEWS RELEASE】

2019年9月20日

各 位

株式会社セディナ

内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）の登録について

SMBC グループの株式会社セディナ（代表取締役社長：小野 直樹 以下、「セディナ」）は、2019年9月6日付で、消費者庁所管の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」（以下、WCMS*認証）の登録事業者として登録されましたので、お知らせいたします。

(*) **W**histleblowing **C**ompliance **M**anagement **S**ystem の略

WCMS 認証は、企業の内部統制およびコーポレート・ガバナンスの重要な要素である内部通報制度の適切な整備・運用を進めるために、消費者庁が2019年2月に導入した制度です。事業者が自らの内部通報制度を評価し、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（2016年12月9日消費者庁）に基づく認証基準に適合していることを認めた場合、当該事業者からの申請により指定登録機関が自己適合宣言登録事業者として登録します。

当社では、コンプライアンス違反等について従業員が通報・相談する仕組みとして、内部通報制度「セディナ・ヘルプライン」を設置し、適切な運用によりコンプライアンス違反等の未然防止、早期発見および是正に取り組んでいます。この度のWCMS 認証登録により、「セディナ・ヘルプライン」の信頼性をさらに向上させ、引き続き、コンプライアンス経営の一層の強化を図ってまいります。

以 上

内部通報制度認証（自己適合宣言
登録制度）に基づくマーク
（WCMS マーク）

